

国民生活審議会  
消費者団体訴訟制度検討委員会  
第7回議事録

内閣府国民生活局

## 国民生活審議会第7回消費者団体訴訟制度検討委員会議事次第

日 時：平成16年10月7日（木）10:00～11:21

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

1．開 会

2．消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過

3．閉 会

### 配布資料

資料1：消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過

資料2：「消費者団体訴訟制度・要綱試案」について（大河内委員御意見）

国民生活審議会消費者政策部会  
消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚 莊一郎	上智大学大学院法学研究科助教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部 法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授	

国民生活審議会消費者政策部会  
消費者団体訴訟制度検討委員会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

委員 長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部法務 グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科教授
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授
事務局	田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務 課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長、大高課長補 佐、松下課長補佐	

山本委員長 おはようございます。

ただいまから第7回「消費者団体訴訟制度検討委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。前回の委員会でも申し上げましたとおり、消費者政策部会の委員から委員会での検討状況を部会に報告し、部会で意見を述べる機会を確保してほしいという御意見をいただいております。

そこで、本日は当検討委員会のこれまでの審議結果について整理し、御意見をいただくこととします。

では、まず事務局から資料の説明をお願いします。

服部消費者企画課長 資料1に基づいて御説明します。

委員会の審議経過でございますが、部会への報告を念頭に置いて作成した資料でございます。大きく3つから構成されております。委員会の設置経緯、開催状況、主な検討事項と意見の概要、また、併せて参考資料としまして、論点整理で示された主な意見を添付しております。

2ページ目でございます。設置経緯について、消費者政策部会決定より抜粋しておりまして「背景」また「経緯」といたしまして、消費者契約法の附帯決議、司法制度改革における議論、国民生活審議会におけるこれまでの議論、消費者保護会議決定を記載しております。

3ページ目、開催状況でございます。第1回から第7回までそれぞれにつきまして、開催日と議題を記載しております。

次に4ページでございます。主な検討事項と意見の概要でございます。以下左側に「検討事項」、右側に「意見の概要」を記載しております。

検討事項は「訴権の範囲」、「適格団体の在り方」、「訴訟手続の在り方」という3つの大きな検討事項に関しまして、それぞれの論点を示しております。具体的には、第4回から第6回検討委員会で事務局より提示しました資料に基づき、論点を整理したものでございます。

また、右側「意見の概要」でございます。左側の論点に対応する形で意見の概要をお示ししております。二重線で囲んだ部分は委員会で合意された事項でございます。これ以外につきましても、各論点に関し、さまざまな意見の中でも代表的な意見、それに対立する意見があった場合には、その意見、あるいは、多様な意見があった論点につきましても、その多様性をそれぞれ要約して記載しております。

まず「訴権の種類」に関する検討事項でございます。制度において想定される請求権として差止請求権と損害賠償請求権が考えられます。被害の実態や特徴の観点から見て、どのような請求権を導入する必要があるかということです。

また「訴権の内容」、制度の検討に当たって、対象とするにふさわしい実体法は何か、対象となる事業者の行為は何か、として、「不当な契約条項」また「不当な

勧誘行為」を挙げております。

前者につきましては、消費者契約においては、事業者が契約条項をあらかじめ定め、多数の消費者と画一的な取引を行うことが一般的としており、不当な契約条項が含まれていると被害が広範に拡大する可能性があるため、不当な契約条項の使用の差止を認めることは効果的ではないか、と考えられます。

勧誘行為につきましては、事業者が契約の締結を勧誘するに当たって、不当な勧誘方法により、トラブルが発生する事例が多い。特に、行為が組織的に行われている場合、これを差し止めることにより、被害の未然防止・拡大防止を図る必要性は高いのではないかと、ということです。

これらに関する意見の概要でございます。

まず、訴権の種類につきましては、本検討委員会としては、差止請求権に限定して今後議論を進めていくことが合意されております。

次に損害賠償請求権につきましては、消費者の集団的被害の救済が十分か、十分でないとして、被害の救済に制度を活用すべきか等の点で委員間の意見の対立があったことを踏まえ、報告書の今後の課題の部分において損害賠償請求権につき、どのように言及するか議論するというものでございます。

次に「訴権の内容」に関しましては、消費者契約法を念頭に置き、これを中心として今後議論を進めていくということで合意されました。

訴権の対象となる事業者の行為につきまして、不当な契約条項、使用推奨行為も対象とすべきではないかという意見がございました。

「不当な勧誘行為」については、組織性をどのようにとらえるか、また広告・表示をどのように取り扱うのか等様々な意見がございました。

次に「適格団体の在り方」について、左側の検討事項でございます。

要件として、制度が消費者全体の利益の擁護を図るために団体が訴権を行使するものであることにかんがみれば、訴権を行使する団体について以下の観点から一定の要件を設定する必要があるのではないかと、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除を挙げております。

これらの観点を具体化した要件として考えられるものとして、以下7つの項目を挙げておりますが、このページではまず3つ、「団体の目的」「活動実績」「団体の規模」を挙げております。

これらに対する意見の概要でございますが、訴権を行使する消費者団体について、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の3つの観点を基本に、個別要件を設定していくことが、合意事項となっております。

次に「団体の目的」でございますが、通常消費者の保護を図る活動など、総括的な目的を記載することが多く、団体の目的に苦情相談等が掲げられていることとする必要はないという意見が多くございました。また、営利を目的とする団体は除外

すべきという意見がございました。

「活動実績」でございますが、苦情相談によって継続的に情報収集するという活動実績を重視すべきとの意見がございました。

次に「団体の規模」でございますが、消費者利益代表性の1つの指標となり得るとの意見がみられた一方、訴権行使基盤としてとらえる方が適切ではないかとの意見がございました。

また、一定数以上の会員を有することを要件とすることにつきましては、一定規模の要件を求めた方がよいという意見が示された一方、会員数が少ないだけで適格団体から漏れるのは問題ではないかとの意見がございました。

このほか、下部組織の会員数を含めて考えるべきとの意見や、団体の活動地域の範囲を限定することは難しいのではないかと等、団体の規模に関する指標について様々な意見があったとしております。

続きまして8ページ、適格団体の要件に関する記載がなされております。「事業者等からの独立性」、「法人格の要否」、「人的財政、財政基盤、組織運営体制」、「暴力団等の排除」、これらにつきましては意見の概要が、9ページ目でございます。

「事業者等からの独立性」については、これを求めることは妥当との意見がございました。事業者等の範囲につきまして、営利目的の事業者などに限定するべきとの意見があった一方で、訴権を行使する消費者団体が事業活動を行っていることは問題であるという意見があったとしております。

「法人格の要否」につきましては、要件とすべきとの意見が多くみられた一方、現状を踏まえると要件とすべきではないとの意見があったとしております。

次に「人的基盤、財政基盤、組織運営体制」でございますが、財政基盤を考慮するよりも人的基盤の方が大切なのではないかとの意見、また、財政的な透明性が確保されていることは最低限必要との意見がございました。

「組織運営体制」につきましては、ガバナンスがきちっとしていることが必要であり、アカウントビリティやディスクロージャーの充実など適切なガバナンスが維持されていることが重要、透明性を確保することが重要等、訴権を行使する団体のガバナンスを重視する意見があったとしております。

暴力団等の排除につきましては、明文で定めるとの意見があったとしております。

次に10ページ、適合性の判断に関するものでございます。

1点目は「主体」についてでございます。あらかじめ行政が判断する方法と団体が個別に訴訟を提起するごとに裁判所が判断する方法が考えられます。また、判断する方法に関しまして、あらかじめ行政が判断する方法を検討する場合には、判断主体の裁量の範囲を極力小さくすべきとの観点や、団体の実態・実情に踏み込んで判断すべきとの観点を踏まえながら検討する必要があるのではないかと、ということ

でございます。

「事後的担保措置」について、適格要件への適合性を認められた団体であっても、団体の適格性が事後的にも担保されるよう、一定の措置をとる必要があるのではないかという論点の整理でございます。

これらに対する意見の概要、11ページ目でございますが、適合性を判断する主体に関しましては、行政があらかじめ判断することを基本とする、これが合意された事項でございます。

以下、あらかじめ行政で判断し、例外を認めるべきではないとする意見が多くみられた一方、裁判所が団体の適格要件該当性を判断する方法も併用すべきとの意見もございました。また、あらかじめ判断する場合の主体につきましては、公平性・中立性を備えた機関であることが必要との意見がございました。

判断する方法につきましては、団体の実態・実情に踏み込んで判断すべきとの意見がございました。

「事後的担保措置」に関しましては、行政が消費者団体を過度に監視することへの懸念が示された一方、ガバナンス等については、行政によるモニターが適しているとの意見があったとしております。

(3)「適格要件に適合すると認められた場合でも、訴権の行使を制限される場合があり得るか」ということに関しまして、団体が活動している地域とは離れた地域で訴訟を提起することの取り扱い、「専門店」的に活動をしている団体が、専門以外の分野に関して提訴することの取り扱い、訴訟において被告の事業者が当該団体は適格要件を失っていると主張した場合の取り扱い等について様々な意見がございました。

12ページ、訴訟手続の在り方についてでございます。

まず、「適格消費者団体相互の関係について」ということで、「既判力の範囲」として、判決の効果は訴訟当事者にのみ及ぶのが原則とされるが、判決の実効性確保・濫訴防止等の観点から一定の例外を設けるべきかという論点でございます。

「同時複数提訴の可否」について、複数の適格消費者団体が同一の事業者に対し、同一事案に関して、同時に訴訟を提起することを認めるべきか、という論点でございます。

「請求の放棄、和解等の可否」について、これらをなすことは当事者の意思に委ねられているが、一定の例外を設けるべきかという論点に関しまして、13ページ、意見の概要でございます。「適格消費者団体相互の関係について」ということで、「既判力の範囲」については、特段の措置を講ずる必要性はないとする意見が多くみられました。

「同時複数提訴の可否」については、認めることの弊害は現実にはあり得ないものとする意見が示された一方、何らかの措置が必要とする意見がございました。

弊害への対処方法につきましては、ここに記載されているように様々な意見がございました。

「請求の放棄、和解等の可否」でございますが、特段の措置を講ずる必要性はないとする意見が多くみられた一方、裁判所の後見的関与が必要ではないかという意見もございました。

14 ページ「差止判決の実効性確保について」でございます。

1 点目の「判決の援用制度の導入」に関して、消費者団体訴訟制度を導入している一部の国では援用制度を設けており、我が国でもこのような制度を設けるべきか、との論点でございます。

2 点目の「判決の周知・公表」に関して、差止判決の内容等を消費者に広く周知させる必要があるのではないかと、そのための方法としては、どのようなものが考えられるかということでございます。

「制度運営の円滑化について」でございますが、「事前交渉義務の可否」ということで、事前交渉を法的義務として規定することが適当か、という論点でございます。

「管轄裁判所の決定」につきましては、土地管轄につき、制度の円滑な運用の視点から明確に規定する必要があるのではないかと。

最後の「訴額の算定」でございますが、原告団体が金銭的な利益を得るわけではないとも考えられることから、訴額の算定について何らかの特則を設けるべきかという論点でございます。

意見の概要として、「判決の援用制度の導入」につきましては、この制度の有用性を指摘する意見があった一方、その有用性に疑問を呈する意見がございました。

一部無効とされている法律の規定に反する契約条項の差止請求等の場合において、援用制度が適切に運用できるかという問題点を指摘する意見がございました。

これに対して、一部無効の問題は、援用制導入の障害となるものではないとする意見があったとしております。

「判決の周知・公表の方策」についても、ここに記載しておりますように、様々な意見がございました。

「事前交渉の義務づけの可否」でございますが、義務とすることについては消極的な意見が多くみられました。訴訟外で解決するための何らかの工夫を検討すべきとの意見もあったとしております。

「管轄裁判所の決定」に関することでございますが、事業者の行為が行われた地を含めるべきであるとする意見が多くみられました。

同時複数提訴による弊害への対処方法の1つとして管轄は絞るべきとの意見や、公益的な観点から、特別管轄を設けるべきとの意見もございました。

「訴額の算定」につきましては、算定不能とするべきとの意見がございました。

参考資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議経過の整理の仕方等を含め、御意見、御質問等を頂戴したいと思います。それでは、御発言のある方は、お申し出いただきたいと思います。

長野委員 長野です。

まず、5ページの損害賠償請求権の整理についてなんですけれども、ここでは、個々の被害者の損害を団体が賠償請求する損害賠償請求権が前提とされているようですけれども、前回の議論の中では、不当利得のはき出しとか民事制裁、それから団体自体の損害など、個々の被害者の損害とは別の損害賠償請求権の必要性に関して、私を含め複数の委員から発言があったと思いますので、この点について個々の被害者の損害賠償請求権の行使とは別の金銭請求なり損害賠償請求についての議論があったことについての整理をお願いしておきたいと思います。

同じページですけれども、不当な勧誘行為における組織性をどのようにとらえるかという整理がなされているわけですが、議事録を見ればこのことはわかるんですが、ただ、不当な勧誘行為における組織性をどのようにとらえるかという表現がされることについては、非常にわかりにくいと思います。

具体的には、組織的に不当勧誘が行われている場合には、差し止める必要性が強いという事務局提案の表現が基になっていると思うんですけれども、むしろ不当勧誘行為を差止対象とする場合に、定型的なパターンであるとか、組織的に行われていることなど、差し止めを認める要件が問題となった、と書いた方がわかりやすいのではないかと思います。

なお、この点に関しては、前回私の方から発言する機会がなかったと思いますけれども、個人的な見解としては取消事由から抽出される事業者の行為規範が禁止の対象となるのであって、議論された組織性や定型的パターンというのは、差止請求が一般に要求される要件である禁止行為がなされる恐れという要件で処理されるべき事項ではないかというふうに思います。それから7ページなんですけれども、活動実績欄のところですが、ここでは苦情相談によって継続的に情報収集するという活動実績を重視すべき等の意見があったというふうに整理されておりますけれども、私の認識ではむしろ議論は、苦情相談は活動実績の1つのメルクマールとして考慮すべきであろうという意見が多かったと思います。ただ、これは、団体の目的のところの苦情相談が掲げられていたこととの関係で、そこでの議論とリンクしてされていたと思いますけれども、活動実績としても苦情相談は1つのメルクマールとして考慮すべきであろうという意見が多かったと思いますし、更にこの継続的というのも委員の発言の中では、年一遍の110番とかの形でも結構なんですけど、

というような文脈だったと思います。むしろ整理としては、苦情相談等による情報収集も活動実績として考慮すべきであるとの意見があったと整理すべきではないかというふうに思います。

それと、あと、団体の規模に関してなんですけれども、ここについては当然、団体の人数要件というよりもむしろガバナンスであるとか透明性であるとか、運営実態であるとか、そういうところの方が重要だという意見が多かったと思いますが、ただ、具体的な要件を定める場合には、当然人数が問題となつてこようと思います。

具体的に出た人数としては、100人という人数が出ましたし、更に、そんなにたくさん要らないのではないかという意見もありましたし、それから20人から30人程度でも専門性を備えて、きちんとやっていたらいいのではないかという意見がありましたので、具体的な人数が出たところの人数要件のことも具体的な人数を記載していただければと思います。ここに記載するか、参考資料に記載するかはお任せいたしますけれども、具体的な人数が出ておりますので、記載していただければと思います。

私の方は、この程度でお願いします。

山本委員長 ただいまの長野委員からの御指摘について何か事務局の方で、この段階でお答えすることあります。特にございませんようでしたら、更にほかの委員からも意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。大村委員。

大村委員 13ページの既判力の範囲のところの表現ですけれども、特段の措置を講ずる必要性はないという意見が多くみられたというふうにまとまってあって、一方、同時複数提訴のときには、イの方で弊害の対処法についていろいろ書いておられると。こういう整理になってはいますが、実は、私がこの問題、特に提起したんですけれども、私の表現が舌足らずで、若干誤解を招いたかなと反省しています。既判力制度というのは、これは確たる民事訴訟の法の原則であって、争った人同士に適用されて、ここの原則はなかなか動かしがたいですと言いました。

一方、公益で消費者全体の利益だと称する団体が訴えてきて、せっかく事業者が勝ったのに、また別の団体が来て、勝ったらまた別の団体が来るといふ、紛争の蒸し返しが永久に続き得るといふことが、もともとの制度設計だとすると、事業者側の納得が得られないので、特段の措置を講じていただきたいという、これは反対側の意味だったのです。

この特段の措置の内容というのは、この②の同時複数提訴の中のイの最後の2つが重なると思いますが、「適格要件の適切な設定及び事後的担保措置の適切な運用」とか「適正な権利行使の義務づけ規定」であります。終わってしまった訴訟についての紛争の蒸し返しでも、この同じ要件のようなことを検討していただきたい。

その後、よく考えてみたら、例えば担保提供というのが株主代表訴訟なんかでよく利用されていまして、明らかに悪意、嫌がらせの訴訟であれば、そういうのが裁

判で活用されているのですけれども、そのようなことも含めて、紛争の蒸し返し防止というのをこの既判力のところで是非書いていただきたいと。

それが私の趣旨だったんですけれども、若干舌足らずで申し訳ありませんでした。

山本委員長 更に御発言を求めたいと思いますが。上原委員。

上原委員 単純なことなんですけれども、7ページの議論の概要のウのところ、このほかということで、2行目のところの団体の活動地域の範囲を限定することは難しいのではないかという、この表現はちょっとよくわからないわけです。

それで、参考資料を見ますと、3ページのところの「ウ・その他」というところの黒ポツの2つ目に書いてあるようなことが議論になったということはわかるんですが、したがって、概要の方の表現としても団体の活動地域の範囲をこの適格団体の要件として、1つの基準にするのは難しいという、そういう趣旨なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。そういうことであれば、そこをはっきりするように直していただければと思うんですが。

山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますか。坂東委員。

坂東委員 内容のことに入る前に、まず1つ形式的なことでお伺いをしたいことがあります。最終的にこの委員会の報告書がどのような形式になるのかということとの関係もあるかと思いますが、参考資料で挙げられているさまざまな意見が検討事項の方に、具体的に反映されていない項目の部分も幾つかあるように思います。その部分は、どのような取り扱いになるのかという点についてお聞かせいただければと思います。

もし、検討事項の枠組を前提として、これから報告書も含めて議論を進めていくのだとすれば、やはりそれだけでは足りない部分があるのではないかという気がしておりますので、まずその点、先ほどは参考資料の説明は省略なさいましたが、その点も含めて確認をしたいなと思います。それが1点です。

それから、そのこととの関わりでいきますと、11ページの(3)は、議論の経過の中で出てきた新しい論点であるという御説明であったわけであります。

そうしますと、議論の経過の中で出てきた新しい論点としては、恐らくそれだけではなくて、例えば、訴訟の制度の運営の円滑化に関連して、この主な意見の方で行きますと(4)で挙げられている「その他」の部分についても、これは新たな議論として検討課題として出てきた意見ではないかなと私は理解をしておりますから、その部分についても御検討をいただけないかというのが、私の意見です。

それから、これも言葉じりをとらえて非常に恐縮なんですけど、5ページのところを見ますと、その部分にアンダーラインも引いてあるんですが、1.(1)②であります。「報告書の今後の課題の部分において」という表現がございまして、報告書には今後の課題が書かれるんだろうなと読ませていただいたんですが、そのよう

に理解してよろしいかどうか。課題の部分で損害賠償請求権について検討をなさるといふふうに、これを読みとっていいかどうかもお聞かせください。

山本委員長 それでは、坂東委員の方から本日の資料1、それから添付されております参考資料の位置づけ等につきまして御質問が出ましたので、事務局の方から御認識をお示しいただきたいと思っております。

服部消費者企画課長 まず、この資料でございますが、冒頭御説明申し上げましたが、部会へ報告するという事を念頭に置いているということでございます。

それから、参考資料の8ページの(4)の「その他」のところ、こういったことについて、資料1の中に含まれていないのではないかと。この点についての整合性の話というふうに理解しておりますが、次回の第8回の検討委員会でございますが、そこでは、適格消費者団体への支援の在り方、また、年末のとりまとめ、それらについて御審議いただきたいというふうに思っております。

それから、5ページ目のところでございます。報告書の今後の課題の部分において議論するという事でございますが、これは、何名かの委員からこういう御意見があったという認識でございまして、このことも含めて、今後御議論していただくのかなということで、決定事項ではないという、そういう認識でございます。よろしゅうございますでしょうか。

山本委員長 それでは、更に御意見を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

坂東委員 申し訳ありません。今のお話しで基本的には理解をしたつもりであります。1つ付け加えますと、先ほどの主な意見の恐らく「(4)その他」の部分に関して指摘された意見については、是非、委員会でも御報告をいただければありがたいなと思っております。勿論、文書で出されるわけですから、読んでいただければいいわけですが、それがこの委員会で検討される予定になっているという点の御説明は是非していただきたいというのが私からのお願いです。それが1点です。

もう一点は、先ほど長野委員から既にお話しがあったこととも関係をしめますが、団体の規模についてです。具体的にいきますと、7ページの整理ぶりと言いましょいか、それがややどうかなという気がしております。それは、どうしてかと言いますと、「③団体の規模」のアの部分の議論とイの部分の議論というのは、非常にこれは関連している議論でございまして、例えば、これも私の意見で恐縮でございますが、訴権行使基盤として人数要件をとらえる方が適切だという意見であっても、一定数の会員というものは議論してもいいのではないかということにもなります。

ところが、イだけを読むとどうも一定数以上の会員を有することも求めた方がよいという意見が前に出てきていて、その会員数の位置付けの問題がやや、ここで議論した意見ぶりとは違うようにとらえられないかなというのを少し危惧いたします。ですから、アの部分とイの部分、なるほど理屈からいくと分けて記載するというこ

とは理解できないわけではないですが、やはり会員数の問題とアの部分で言われている基盤的な考え方の部分とは関係して記述をした方がいいのではないかなど、むしろ思うんですが、いかがでしょうか。

山本委員長 これは報告書的な意味合いとこれまでの議論の中間的な事実としてのまとめという両方の側面があるかと思えますけれども、やはりとりあえず1つの節目となるものでございます。坂東委員以外の何人かの委員から頂戴した意見においても、一定の修文提案がなされているわけですが、何かコメントが頂戴できたらと思えますが、いかがでございましょうか。品川委員。

品川委員 1つは、7ページの活動実績の点ですけれども、確かに苦情相談については活動実績の方で評価の対象にした方がいいというふうに私も申しましたが7ページのような表現だけになりますと、活動実績が苦情相談のみによって評価するかのごとく読み取れなくもないような気がいたします。そんな点では6ページの方には活動実績について、もう少し幅広く評価の対象にしようという趣旨が記載されていると思うので、活動がいろんな面で継続的に行われているかということと、その中の1つとして苦情相談というのも対象になるということだったのではないかと思います。7ページの方の記載のような苦情相談のみが突出するというような記載については少し工夫が必要ではないかと思います。

もう一つ、11ページの「適格要件への適合性判断」の絡みですけれども、1つは(3)で「適格要件に適合すると認められた場合でも、訴権の行使を制限される場合がありうるか」という点が確かに論議としてあって、特に最初に3つ目のポツで「被告の事業者が当該団体は適格要件を失っていると主張した場合の取扱い」というのがあって、この件は、9ページの消費者団体が事業活動を行っているという場合において、その事業活動との関係で提訴している内容が当該消費者団体が行っている事業活動と直接的に利害が相反するような事業については、その件については適格性を排除するというふうな個別の判断があり得るのではないかという、事業活動について、どう独立性を担保するかということとの関連で述べられていた意見なのではないかと私は理解しております。少しこの辺は丁寧な記述が必要ではないかということが1つです。

もう一つは、同じく(3)の2つ目のポツで「特定の分野で『専門店』的に活動している団体が専門以外の分野に関して提訴することの取扱い」という記述がありますがけれども、私は逆に適格団体、登録団体ではない専門的活動を行っている団体が、専門的事項についてのみ提訴するというのを認めるということがあり得るのではないかという意味合いで発言をいたしましたので、そのことも記載いただけないかと思えます。以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

品川委員は3点にわたり御指摘をされましたが、最初の御指摘につきましては、

この7ページの②の記述について、長野委員と同様の趣旨において、重視すべきという表現でよろしいかどうか。1つの指標として重視すべきぐらいの表現かと思えます。長野委員と品川委員の御意見をまとめますと大体そんな感じかと思われませんが、そのように直すかどうかというのが1点。

それから11ページの3つ目のポツでございますが、これは恐らく私の理解が正しければ品川委員のような趣旨ではなく、行政による認定を得ますと、それについて何らかの認定を得たという証拠を示して、適格消費者団体が提訴するわけですが、その後例えば事情が変わって、その団体の中に暴力団関係者が入ったとか、あるいは、もうその後ずっとその団体はほとんど何の活動もしていないと。しかし、まだ形式的に認定を得たという証拠は持っているわけです。それを訴訟において被告の事業者が主張した場合に、その当否を裁判所が認定するのか、それとも裁判所は行政庁に差し戻して、行政庁に再度審査を求めるのかという、そういう問題ではなかったか。

したがって、適格消費者団体が事業を行っていて、その事業との関係で競争関係にある事業者に提訴をするという、その問題については、直接ここには挙げられていないということではないかというふうに思います。資料の方には挙がっているかもしれません。

それから、3点目の御指摘は、これは品川委員の御指摘のとおりであります。そこはこちらの資料の方には抽象的に11ページの①のところの2つ目のポツで「個別の訴訟ごとに裁判所が団体の適格要件該当性を判断する方法も併用すべきとの意見」の1つのバリエーションとして、認定は得ていないけれども、ある専門分野で非常に活発に活動している団体については、個別の訴訟ごとに裁判所が適格要件を認定することも許されるのではないかという御意見があったということで、そこで抽象的に組み込まれていると、少なくとも資料はそういうふうに理解すべきではないかというふうに思います。

更にこれまでの御意見を踏まえまして、追加の御発言がありましたら、よろしくお願ひいたします。角田委員。

角田委員 資料1の7ページ目の「適格団体の要件」の「活動実績」のところについてですが、この表現だと苦情相談処理を継続的にやっているということが求められるように受け取れます。

これまでの議論ですと、110番をすればといった意見もありましたけれども、苦情相談を継続的に実施するというよりも、苦情相談情報を何らかの形で収集できれば、消費者苦情の分析と解決に関する一定の実績があればいいというようなことであつたと思いますので、表現ぶりについて検討していただけたらと思います。

それとの関係で、苦情相談情報を入手する方法について、いろいろな意見が出たことが、参考資料の8ページの(4)のところにその他として書かれていますが、

実効性の確保という点においては、かなり重要な部分になると思われまので、この辺りの取り扱いについて、説明も省かれていましたが、位置づけをきちんとしてほしいと思いました。

以上です。

山本委員長 升田委員お願いします。

升田委員 まず、今回の報告書が部会に報告されたら、これ以外の意見を今後述べてはいけないことになるかどうかという、多分そういうことにはならないはずでしょうから、一般的なここでの議論の雰囲気伝わればいいのではないかと思いますので、余り細かい議論をすれば、それぞれの方が自分の意見が記載されていないのは問題だということになって、収集がつかなくなる可能性があると思うわけです。ですから、そこは、やはりある程度いろいろ御不満はおありでしょうけれども、ある程度の傾向でまとめていただければいいのではないかと思うのが第1点です。

第2点は、先ほど参考資料でいろいろ意見があるの無いのというお話がありましたけれども、この参考資料でおまとめになっておられるのも、そもそもそれぞれの委員が発言したことがすべて漏れなく記載されているかという、多分そういうことにはなっていないだろうと。見ておりませんが、なっている可能性があるということになりますと、余りそこを目くじらを立てて言うてもしょうがないのではなかろうかという気がするのが第2点です。

第3点目は、恐らくこの制度が立法化されるに当たりまして、運用する段階で一番重要な問題は、適格団体の要件とその認定だと思います。現在では、行政庁が事前に行うという方法が有力のように見受けられますけれども、その場合の要件について以前もお話したことがあるかと思うんですが、訴権を認める実体法上の根拠、その前提となる社会事実というものが非常に重要になるわけですが、訴権自体は、これは憲法上の権利に由来するものでありまして、やはり非常に重要な権利であって、単に便宜的な理由から簡単に認めるべきものではないと一般的に考えるわけですが、そうすると今回の消費者団体訴権というのは、どういう考え方を取っても、やはり消費者個人個人ではなくて、団体に対して便宜的に認めるという性格が非常に強いわけです。そうしますと、そういう権利を便宜的に認めるという場合には、適格団体というのはやはりそれにふさわしい団体であるということが非常に重要になってくるわけでありまして、それを仮に行政庁の方で御判断されとなれば、それにふさわしい審査とそれにふさわしい行政行為が必要になるだろうと思うわけでありまして。そういったところの議論は実はこの委員会では十分にされていないという具合に私の記憶しているところであります。

そうしますと、そういった個別のいろいろな項目についてあれこれ議論するのもそれは重要だとは思いますが、総合的にどういう要件が必要かということをややはりある程度の試案のようなものが出てこない限りは、正確な議論ができないの

ではないかと思うわけでありまして、したがいまして、権利の性格についてはいろいろ議論があろうと思えますけれども、私のように消費者団体に便宜的に、あるいは政策的に認めるという考え方であれば、やはりそれなりにふさわしい要件を議論すべきであるし、また、そういった御提案もお示しいただきたくことになりまして、ここに書いてあることだけでは到底議論が尽きないわけでありまして、今後の議論をさせていただければという気持ちでございます。

山本委員長 どうもありがとうございました。

適格団体の適格要件の在り方につきましては、資料6ページ、7ページに示しておりますように一応消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の3つの観点を基本にというところまではお取り決めいただいているわけでありまして、更に個別要件をどのように設定していくか。その際に、基本的な視点として升田委員のおっしゃったような訴権という重要な権能を政策的に付与するのにふさわしいという観点を主張される立場もおありですし、他方によって消費者団体の現状というものをより重視すべきだというお立場もある。その辺りが第5回の検討委員会で大分議論したところでありますが、この点はまだ細部はオープンでございますので、今後更に詰めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、ほかに御発言御希望の委員おられましたら、よろしく願います。高橋委員。

高橋委員 また、細かい話に戻って恐縮なんですけど、先ほど11ページ(3)の2つ目のポツに対しまして、品川委員の御意見に対して山本委員長の御説明があった部分でございます。その点なんですけど、この検討委員会で私も申し上げまして、複数の委員からその専門的に活動をしている団体が訴訟を提起したいときに云々ということ、(2)の①の2つ目のポツです。そういうことが認められる、個別の訴訟ごとに裁判所が団体の適格要件該当性を判断する方法を併用すべきという意見が出たわけですので、このところはやはり部会に上げるときにもう少しわかりやすく表現していただきたいと思えます。

具体的には、この「個別の」という、訴訟ごとという前に専門的に活動している団体等に対してとか、そういった何か具体的な表記をしていただけると意見の部分でございますので、お願いしたいというふうに思います。

山本委員長 ありがとうございます。

ちょっと、この資料の方は余り長々と書けないということもありまして、かなり凝縮した記述になっておりますが、専門的な団体をどう扱うかということにつきましては、品川委員のように、それは個別の訴訟で認定するという御意見もあれば、適格要件の認定のところ専門的なところに一定の分野を限って、その適格性を認定するという両方の意見があるわけです。

それから、裁判所が個別の訴訟ごとに適格要件該当性を判断する方法を併用すべ

きという意見、これも少数意見だと思われませんが、そちらの御意見も専門的な消費者団体だけについて認めるといふ御意見もあれば、より一般的にそういう例外を認めるべきだといふ御意見もあります。その辺を余り一つひとつごたごた書きますと、またちょっとかえって混乱もするかと思いますので、その辺が全部入るような形で、そこはこちらの方でドラフティングを検討させていただいて、なお、また参考資料の方との記載の区分と言いますか、そういうものも含めて検討させていただきたいと思います。

ちなみに、この参考資料というのは部会には出るといふ認識でよろしいですか。  
服部消費者企画課長 はい。

山本委員長 ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに御意見いただけますか。では、大村委員。

大村委員 いつも発言が多くて時間が切れるので、遠慮して言っていなかったのですが、時間があつたので、先ほどの升田委員の話と重なる話をします。このまとめていただいたものは、今まで議論に出たものを端的に途中の報告ということですが、でき上がりを見て、そもそもいふ議論がまだ当然あります。それは基本的に消費者団体が本当に消費者利益を代表しているのかということ。その消費者団体がいふふうにならおっしゃるのはいいんですが、では、個々の消費者は本当にそれを支持しているといふことは、どうやって検証するんだろうかといふ非常に基本的な疑問があります。

委員の方の過去の議論でも、消費者でも立場の違ふ方がいろいろいらつちやつて、ハイリスク・ハイリターンがいいか、ローリスク・ローリターンがいいか、見方が商品に対する期待とか立場が違ふときに、一定の団体の方が一定の分野の方だけの立場を支持して、団体訴訟で決めてしまうことが本当にふさわしいかどうかといふことについて、ここには消費者団体の方はいらつちやつても、消費者自身を体現した人がいらつちやらないこともあり、その辺のところについて、まだ根本的な議論が要するのではないかと。

それとの絡みでも、一足飛びに損害賠償云々の議論は当然のようになつていふんですが、もっとも手前の話があるのではないかと。特に不当勧誘のところ。不当勧誘のところについては、事業者のいふゆる市場における事業活動、勧誘行為そのものに直接触れるところでございまして、それは個々にこれが法に触れるとかいふことで訴訟するのはともかく、その勧誘方法そのものがいふ話を裁判官に決めさせるといふのは、どうもこの21世紀型消費者政策の基本的考え方といふのは、市場メカニズムを重視して、市場で大事なことを決めることは規制を緩和し、それが結果的には消費者のためになる。その反対はどんどんどんどん重くしていくと、結局経済社会が不効率になつて、よろしくないといふ基本認識までたどられる話になるわけでございまして、いふ意味からいふと、不当勧誘に関し

てどこまで対象にするかというのは、これは大変重たいテーマでございまして、これについては、案ができたところで具体的にそもそもということにいつてまでの議論もする必要があるのではないかなというふうに思っています。

ついでながらお時間があるようなので、もう一回再確認させていただきますけれども、差し止めに関しては、その消費者団体訴訟制度というのは、ないと個々の消費者が差し止めの利益は具体的にないだろうと。要するに個々の消費者は嫌だったら相手にしなければ差止の利益はないし、相手にした結果だまされたら損害賠償の問題になるのであって差止の利益はない。ところが悪徳業者をそのまま放置していたのでは被害が拡散するというので、個々の消費者にそのような差し止めの機会もないし、利益もないと、法的にもそういうことなので新しい訴権をつくらうと。こういう文脈の中であれば、21世紀型消費者政策で個人の自立とか自己責任、市場メカニズムを重視するという考え方と、両立するというんですか、調和が取れたと、こういう理解で私はこの席にいるわけでございまして、あくまでも団体訴訟先にあるというのではなくて、21世紀型消費者政策の基本は何であろうかと。こういうところに立ち戻った議論を制度の仕上げのときにも、今後もずっとこれが必要かと思っております。

以上でございます。

山本委員長 どうもありがとうございました。では、長野委員どうぞ。

長野委員 先ほどの大村委員の御意見に関して意見を申し上げたいと思います。

まず、消費者団体が消費者利益を代表しているのかというのは、個々の消費者が支持しているのかをどう検証するのかという問題ですけれども、この問題は、むしろ消費者問題というのが事業者が一定の組織性、それから規模を持って、情報力、交渉力が個々の消費者にまさっている事業者に対峙する消費者の利益を結局守るのが、個々の消費者では難しい。ですから、一定の規模を持った団体が消費者のためにやろうというのが、そういう情報力、交渉力に劣る消費者に対峙させるために消費者団体をそこに対峙させようというのが、この消費者団体訴訟制度だと思います。

ですから、個々の消費者団体がそれぞれの消費者団体がどういう方向性を持ってやるかというのは、それは当然いろいろその消費者団体でいろんな価値観が個々の問題ではあるわけですから、その点について具体的な消費者団体の方向性について、その問題の解決方法、一定の問題があった場合の問題の解決方法について、それがすべての消費者団体が一致しているかということ、そうではないわけで、そういう問題ではないのではないかなというふうに思います。

ですから、事業者という情報力、交渉力にまさった団体なり事業体があるわけですから、そこに消費者の利益を守ろうという目的のために集まった消費者団体を対峙させるということこそが重要なのだというふうに思います。

あと、勧誘行為についてですけれども、これについても市場メカニズムの原理と

合わないのではないかというふうな御意見もございましたけれども、やはりこの不当勧誘行為については、現在の国民生活センター等がまとめられた報告もありますけれども、不当勧誘行為に関する消費者被害実態をやはり基本に考える必要があるのではないかというふうに思います。

そうすると、これは、消費生活相談員の方々、それから消費者相談に関わっておられるの方々、国民生活センターの方々の共通認識だと思いますけれども、やはり日本では不当勧誘行為、特に詐欺まがいの勧誘行為が非常に横行しているという現状があるというふうに思いますし、私も事件を担当していてそういうふうに思います。

ですから、そういうふうな被害実態を根本に考えると、やはり消費者の利益を守るためには、不当勧誘行為を差止対象から外すことはできないというふうに思います。市場メカニズムとどう合わせるかという問題はまた別だと思いますけれども、私自身はそういう被害実態がある以上、これは取り組むべき問題であるというふうに思います。

それから 21 世紀型消費者政策の在り方についての消費者の自立という問題を大村委員がおっしゃっておられるんですけれども、21 世紀型ではそういうふうに消費者の自立というふうに書かれておりますけれども、基本的に消費者基本法で採用されたのは、やはり消費者、事業者の情報力、交渉力の格差を前提とした消費者に対する自立支援であるというところを、やはり消費者が弱い存在であるということは間違いのないということです。その自立支援をどう図っていくかという、消費者に自立を求めるといふのは必要な面もありましようけれども、自立支援をどう図っていくかという視点が必要なんだろうというふうに私自身は思っております。

以上です。

山本委員長 どうぞ大村委員。

大村委員 基本的に消費者被害の防止というのは必要で、これに対して国としても適切な政策を取るべきであるということについて、何とか防止に対する対応が必要であるという認識を持っていない人はいないわけですから、消費者被害の防止の必要性があるというのは言葉の繰り返しで大した言葉の意味はない。消費者被害の防止のために、最初申し上げましたけれども、ほとんど犯罪なので、これは犯罪として警察が中心になって対応するというのは基本であるし、その他の問題もあるんですけれども、問題は今やっているのは消費者団体訴訟制度、特定の消費者団体が先ほど申しましたが、本当に適切かどうかということが議論の対象であります。

市場メカニズムだから、情報力の大小云々ということが今ありましたけれども、市場メカニズムを生かすためにこそ、消費者基本法ではきちんと消費者に対する情報の開示、その他インフラ整備、そして個々人が賢明な判断ができる環境を整えるということは当然でありまして、それもまた今日のこの議論ではないわけです。今、議論しているのは訴権であって、そういう消費者基本法に盛り込まれている情報の

開示云々ではなくて、事業者から見たら突然、会員が20～30人で見るという議論があったんですけれども、そういう団体の方が来られて訴権を背景にして交渉するといったときに、本当にその人が消費者の利益を体現しているのでしょうか、こういうことにすぐそこで直面するわけでございまして、そこで消費者の本当の利益というものについて、当の消費者団体の方が言っているだけでは恐らく足りないだろうと。本当に国民がそういうものの考え方、自分たちの権利をその消費者団体に委ねてしまって、処理して訴権まで行使していいんだというふうに納得感があるような範囲の権利と、それから適格要件というものが今後議論されることが必要であろうということであって、その手前の被害が多いとか、事業者との情報力の格差という、そういう問題は全然次元が違う話ではないかなというふうに思います。

山本委員長 ただいまの御意見については、今回だけではなくて、当検討委員会でのこれまでの過程で、ほかの委員も含めて何度か御発言があるわけですが、5ページにまとめられておりますように、本検討委員会としては消費者契約法を念頭に、これを中心として今後議論を進めていくということを一応、お取り決めいただいております。

そうしますと、消費者契約法上の不当条項、それから、不実告知などに代表される不実勧誘行為、これらは実定法上無効である、あるいは、取消権を付与するという一定の評価がされている行為です。それを団体訴権で消費者団体にも、基礎として差止請求をさせることができるとすべきかどうかということが当委員会でのイシューであるということです。

したがって、消費者が様々なプレファランスを持っていて、ある消費者団体が一定のグループの消費者のニーズだけを体現して差し止めをすると、他の消費者は困るのではないかという、そして、1リーグ制と2リーグ制の両方の支持者の消費者がいて、1リーグ制をストップされると困る。それは、話としてはわかりやすい問題提起ですが、やはり、これから当委員会でこの内容をまとめていく過程においては、もう少し具体的な、消費者契約法上の不実告知をとめることによってどういう消費者のプレファランスが害されるかということ、もう少し具体的なレベルで御論議いただくことが建設的ではないかと思われまので、本日もまだ時間がございまして、なるべく具体的な形で、余り抽象的なところでやってもまとまりませんので、そういう形で御配慮をいただければというふうに思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

齋藤委員 今回の委員長の説明に同意します。私、松下電器に勤めておりますが、この団体訴権について、ヨーロッパの制度が紹介されておりますので、先般、ドイツ、イギリス、フランスの販売会社の方に、こういう制度を知っているかどうか聞いてみました。それから、こういう制度が適用されたことがあるかということも聞きましたが、知っているのは知っているが、適用された記憶は各社ともない。適用

されるところも思っていないという回答がありました。

したがって、抽象的に議論していますと、どこまでも一方的に話が広がっていくのですが、実際に何を本当に懸念して、どういう事態がなくなったらいいと考えているのかということをし少し具体的に紹介されれば、それならば、こういう手だてが講じられるのではないかという建設的な議論になってくると思います。

山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに。岩佐委員。

岩佐委員 今の齋藤委員と、升田委員の方のお話も踏まえてなんですけれども、ちょっと今後の進め方というのを教えていただければと思います。

今回こういう形で報告書を提出して部会の方に出しますということで、この報告書の方はそういう意味で、先ほどのお話のように中間報告という意味ですから、それはそれでいいと思うんですけれども、適格要件の話とか、その辺の議論がまだずっと残っていると思いますし、齋藤委員のお話のように具体的なお話をしたいというところも各委員、皆さんあると思うんですが、その辺の議論はいつ頃という言い方はおかしいんですけれども、どういうふうにもう一度、この中間報告の漏れている部分を議論して、最終的な12月までにまとめていかれるかというのをちょっと教えていただければと思うんですが。

山本委員長 それでは、これは事務局からお願いします。

服部消費者企画課長 先ほど、第8回検討委員会のお話もさせていただきましたが、部会に御報告をさせていただきまして、また、その場での御意見等も踏まえて検討させていただければというふうに考えております。

山本委員長 よろしゅうございますか。ほかに、御発言ございますか。長野委員。

長野委員 今後のここでの議論のことなんですけれども、当検討委員会は21世紀型消費者政策の在り方でうたわれている差止制度の早急な導入という期待を受けて設置されていることと思われま。また、先般の国民生活センターの発表を見ても、消費者被害は非常に急増をしている現状にあると思います。

このような状況からすれば、消費者契約法を中心とする差止制度の導入は緊急の課題であるというふうに認識すべきであると思います。当検討委員会は、12月までに報告書を作成するというタイトなスケジュールで臨んでいるのも、こういった要請を受けていることと私は無関係ではないというふうに思っております。

また、タイトなスケジュールをにらんで、今回、消費者団体や日弁連から出ている委員が損害賠償の必要性を訴えつつも、検討委員会の議題からは省いたというのも早急な立法をにらんでの政策的な判断が働いているのだと思います。具体的には、私は来年の通常国会での立法をにらんだ報告書をまとめる必要があるのではないかとこのように思っております。

それで、今後の議論について、事務局からは立法すべき熟度という言葉が出ておりますけれども、その熟度に達するような、先ほど升田先生の方からも意見があり

ましたけれども、一定の方向性を持った形での議論を、今後この議論の中でしていく必要があるのではないかというふうに思いますし、そのことを御確認いただければと思います。

また、事務局においても、そういう一定の方向性を示せるような報告書となるように御尽力いただきたいというふうに、私自身思っております。

山本委員長 それでは、事務局の方から、コメントがあるそうです。

服部消費者企画課長 立法化の時期でございますが、以前委員会でも申し上げましたとおり、検討委員会における審議の進捗状況等を総合的に考慮しながら慎重に検討を進めているところでございます。

立法化の時期そのものにつきましては、委員会のとりまとめを踏まえて検討すべきものであって、あらかじめ設定すべき性格のものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

山本委員長 よろしゅうございますでしょうか。長野委員。

長野委員 ですから、繰り返しになりますけれども、立法化が目指せるような議論状況にさせていただけるよう、御尽力いただきたいということをもう一度お願いしたいと思います。

山本委員長 わかりました。そのように努力するということでは、皆さん同じ気持ちだと思います。ほかに、御意見いただけますでしょうか。鹿野委員。

鹿野委員 先ほど升田委員から御発言があった点なのですが、第4回の検討委員会で、この制度を設けるのはどういうことか、あるいは、その性質がどういうものかということについて若干議論はありましたが、そのときには、共通認識を持つまでには至らず、その次の具体的な話に進みました。それはそれで合理性があるわけで、抽象的な議論ばかりしていても詰まらないので、そういう形で進んできたことには意味があると思います。しかし、最終的には政策的判断として団体訴権を付与するとしても、特に適格団体の要件などは、なぜ、どういう利益を守るために、どういう団体に訴権を与えるのかという基本的考え方との関係で決まってくる部分が多くありますので、それをもう一度議論して詰める必要があるのではないかと思います。中間報告書に書くかどうかというのとはまた別の問題かもしれませんが、その点を確認しておく必要はあるのではないかと思います。

山本委員長 それでは、事務局の方からお願いします。

服部消費者企画課長 今回の資料にございます 番目の検討事項と意見の概要は、部会に検討委員会での審議経過を報告するために主な検討事項ごとに意見の概要を示したものでございます。

消費者団体に訴権を付与する理由とか意義とか、言わば背景となる考え方につきましては、今回、特に記載はしておりませんが、委員会のとりまとめに当たりまし

では何らかの整理をする必要があると、私ども考えております。

山本委員長 この問題につきましては、参考資料の1ページのところの(1)①「イ.法的性格」というところで第4回の検討委員会の中での主な意見というのがまとめられております。また、これまでの検討委員会の審議におきましても、言わば前提問題として、委員の発言の中に少しずつ顔を出してきた部分ではないかと思えます。

それを総合しますと、例えば今回の資料でも6ページのところを見ますと、「(1)適格団体の要件」というところでの記載ではありますけれども、「消費者全体の利益の擁護を図るために」という記述があり、それから、その下のアのところでも、「消費者全体の利益を代表して」という、そういう観点はかなり委員の中で共有されていて、このような文章になっているのではないかと思われまます。

また、訴権の種類につきましても、差止請求権で実体的な権利を消費者団体に与えるという、そのところまでは幅広いコンセンサスがあるのではないかと。その上で、あと、個別の技術的な事項についてはかなり政策的な観点を入れて判断する。法的性格を決めて、それから、演繹的に何か機械的に決めるというのではなくて、それぞれの項目ごとに慎重に審議をしていただいて、一つひとつ政策的に決めていただくと。その限りでは幅広いコンセンサスがあると思いますので、足りない部分は更に今後の審議で補いたいと思いますが、そういった形で、とりあえずこれまでの議論は進んできておるのではないかとこのように私は認識しておりますので、その辺りを報告書にも可能な範囲で盛り込みたいと。こういうことではないかと思えます。

ほかに、御意見ございますでしょうか。

今日は、まだ時間がたっぷりあるところではございますが、一応、それぞれの委員、中間的なとりまとめということで御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

皆様の御意見を踏まえまして、部会に審議経過を報告する資料につきましては、これは事務局と相談しながら所要の修正をしてみたいと思います。最終的なドラフトにつきましては私の方に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

山本委員長 どうもありがとうございます。御異議がないようですので、そのようにさせていただき、次の消費者政策部会におきまして、私から審議経過を報告させていただきます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

服部消費者企画課長 次回の委員会でございますが、11月17日水曜日10時から12時まで開催いたしまして、適格消費者団体に対する支援の在り方、年末のとりま

とめの素案につきまして御議論をいただく予定でございます。場所につきましては、後日、連絡させていただきたいと考えております。

なお、次の消費者政策部会は11月8日に開催する予定としております。

以上でございます。

山本委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

どうぞ、坂東委員。

坂東委員 どこでしゃべればいいかわからなかったものですから。

恐らく、この適格団体の在り方の具体的な議論が少し進まない、立法に向けての熟度も進まないんだらうという気がしてなりません。その際に、先ほど来の議論も具体的にどういう消費者団体が団体訴権を行使するかという問題への共通認識のイメージがないから、基本的な部分からも含めているような議論があり得るのかなという気がしてならないんです。

とすると、勿論、今回の報告の文章としてはこれでいいんだらうと思うんですが、我々がつくる報告書の文章として、果たして、この枠組の議論で済むのか済まないのか。私自身は、これでは済まないのではないかと気がしてなりません。その部分について一步踏み込んだ議論が次回はできると考えてよろしいでしょうか。

具体的に言いますと、例えば適格団体の要件について一步踏み込んだ文書が提案されると考えていいのか。それとも、この範囲で適格団体の要件については、議論の整理は基本的には終わったというふうに考えた方がいいのか。その点はどうなんでしょうか。

山本委員長 それは、当委員会での審議にかかっているということだと基本的には思います。ですから、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の3つの観点を基本にするとすることは一応、お取り決めいただいたわけですから、この枠組の下に、更に個別の要件を審議してまいりたい。

ただし、個別の要件については、まだいろんな御意見があって、集約する段階には現状では至っておりませんので、今後、集約がどの程度できるかということになるかと思えます。

坂東委員 だとすると、むしろ、委員から具体的な案を出した方がよろしいというふうに理解をしていいですか。

田口国民生活局長 今後の審議の進め方でございますが、先ほど課長が申し上げましたとおり、次回の部会に御報告をして、部会の委員の方々の御意見も踏まえて、これからの当委員会の審議の進め方を考えていきたいと思えます。

当委員会としては、とりあえず第1ラウンドの議論が行われて、こういう形で論点の整理を行ったということでもあります。今日の資料でございますように、多くの点でさまざまな意見が出ているわけございまして、それを今後、どういう形で詰めていくのか、どういう日程で詰めていくかも含めて、部会の意見も踏まえて検討

してみたいと思います。

その際に、個別の論点について、私ども事務局の方からどういう形で資料を整理していくかという点はございますが、年末の段階で何らかのとりまとめをするということもにらみつつ、今後の個別の各課題を当委員会としてどういう形で具体的に整理していくのか。その辺を今後、考えてみたいと思います。

山本委員長 ということ、基本的なたたき台としての資料は、やはり事務局の方で委員の意見、それから、消費者政策部会の御意見を踏まえてつくるといったことではないかと思いますが、勿論、委員の方からさまざまな御提案をいただくということはオープンでございますので、そのような形で進めさせていただければと思います。大河内委員。

大河内委員 私も適格団体のところが、もうちょっと議論が詰まらないと団体訴訟制度全体のイメージがちっともつかめなくて、いろいろな細かいところも考えていきにくい。素人には、その辺がすごく大まかに、どんなふうになるのかということがつかめないというのをずっと思っているんですけども、今、発言したのは、皆さんのお手元に、私の名前が上に付いていますけれども、「『消費者団体訴訟制度・要綱試案』について」、全国消費者団体連絡会でまとめておりますので、これは、この連絡会に参加しているメンバーが何回か研究会を開きまして、議論をしてつくったものでございますので、私たちのいろいろな願いが込められていますから、是非、一読していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、その他、特段、御発言ございませんか。高橋委員どうぞ。

高橋委員 日程の絡みのことでちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、次回の消費者政策部会というのは、基本計画と、この団体訴権と、両方一緒に論議するということになりますか。というと、つまり、この報告を読み上げるだけでもかなりの時間があって、実際に論議できるのかというところを懸念しているのですけれども、その辺について、ちょっと教えてください。

服部消費者企画課長 議題としてはそういうふうに考えております。

事前に、委員の皆様には資料を送付させていただいて、時間的に審議を円滑にできるように工夫させていただきたいというように考えております。

山本委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今度こそ本当に、これで本日の審議は終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。